

不法・違法無線局対策（P 2 1）について

Q 不法無線局は未だにあるのか？

A 以前、数が多かった不法C B（市民ラジオ）は少なくなった。今は、免許を受けていないなどの法的な手続きを行っていなかったり、使用のルールを守っていなかったりするアマチュア無線が多い。

インターネット通販等により意図せず海外規格（日本の電波法に合致しない）の無線機を購入し、使用してしまったことによるものも多い。

漁業無線局を用いた非常通信手段の確保（P 1 1）について

Q 漁業無線局は愛媛県にはないのか。

A 県内にも漁業無線局はあるが、遠距離まで届く周波数ではなく、近距離用の周波数を使用する局である。資料中の訓練に用いたのは遠洋漁業に対応する漁業無線局であり、四国では遠洋魚用対応の局は高知県室戸市及び徳島県牟岐町にある。

新庁舎について

Q 移転はいつ頃か。

A 年内を予定。